

農業機械を導入したい・農業用施設を整備したい という皆様を支援します

■農地利用効率化等支援交付金（国事業）

～ 地域の中心経営体が取組む農業用機械等の導入を支援 ～

- (1) 交付対象者
地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等
- (2) 交付対象経費
農業経営の改善に必要な機械等の取得等（耐用年数が概ね5～20年のもの）
- (3) 交付金額
融資残額（事業費の3/10以内）、上限は300万円
※融資残額＝事業費－融資額－他の補助金など
- (4) 補助採択基準
①の必須目標と②から④の選択目標（1つ以上を選択）を設定して
目標年度（事業実施年度の2年後）までに達成する必要があります。



【必須目標】①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
【選択目標】②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、
④経営コストの縮減

■新潟県農林水産業総合振興事業（県事業）

～ 機械導入などを行う認定農業者などを支援 ～

- (1) 補助率
3/10～5/10以内（事業費の下限は100万円）
- (2) 補助対象者
認定農業者（機械・施設のリースのみ）、農家3戸以上で組織する団体、農業協同組合、民間リース会社等
- (3) 補助対象経費
水稻の生産コスト低減や経営の複合化などに必要な機械導入、施設整備等
- (4) 補助採択基準
補助金の交付を受けるためには、生産コストの低減や、経営規模の拡大など、新潟県が定める補助採択基準があります。（老朽機械の入替えは対象外）



■次世代型農業確立支援事業（市単独事業）

～ スマート農業に取り組む農家を支援 ～

- (1) 補助対象者（①②いずれも満たすもの）
①法人、個人問わず、経営耕地面積が30アール以上で農作物の販売を行っているもの若しくは新たに販売を予定しているもの又は、経営耕地面積に関係なく前年度及び当該年度の農作物販売金額が50万円以上の農家。
②作付拡大が見込まれるもの
- (2) 補助対象経費
農作業の生産コスト低減が図られる、スマート農業の導入に必要な、農業機械や装置など（例：農業用ドローン、遠隔操作式自走草刈機など）
※経営データ管理及び栽培データ管理に係るものを除く
- (3) 補助金額
補助対象経費の1/3以内（事業費の上限は300万円）



お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。